

いつきのみや歴史体験館及びいつき茶屋 指定管理業務仕様書

1. 趣旨

この仕様書は、史跡斎宮跡に位置する、いつきのみや歴史体験館及びいつき茶屋の指定管理者が行う管理の基準、業務の詳細、履行の方法等について定めるものとする。

2. 定義

この仕様書における用語の定義は、別に定めのあるものを除くほか、基本協定において使用する用語の例による。

3. 本施設の設置目的

史跡斎宮跡の保存及び活用の推進を図り、史跡斎宮跡を核としたまちづくりの振興に寄与することを目的とする。

◆いつきのみや歴史体験館

寝殿造りを模したガイダンス棟と、古代の役所の建物をモデルとした体験学習棟からなり、附帯施設として、発掘調査の成果を基に復元した「さいくう平安の杜」と斎宮跡全体を再現した斎宮跡 1/10 史跡全体模型があり、史跡斎宮跡のガイダンス施設としての運営を目的とする。

◆いつき茶屋

古代の役所の建物をイメージした休憩施設で、史跡来訪者の休憩や受け入れなどの便益を目的とする。

4. 施設の管理に関する基本的な考え方

(1) 指定管理者は、本施設の管理について権限と責任を有し、本施設の管理に関する業務を町に代わって行うことから、本施設の適正な管理を確保しつつ、指定管理者の創意工夫による新規提案事業の企画立案・実施や来館者へのサービスの質の向上を図らなければならない。

ア：本施設の設置目的の達成に向けた管理を行うこと。

イ：町とパートナーシップを築き、密接に連携を図りながら管理を行うこと。

ウ：法令等を遵守して適正に管理を行うこと。

エ：本施設が公の施設であることを念頭において、公平な管理を行うこととし、特定の者に有利あるいは不利になる管理をしないこと。

オ：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に規定する差別を解消するための措置を講じること。

カ：本施設の特性を最大限に活用できるよう創意工夫に基づく効果的な管理を行い、質の高いサービスの提供に努めること。

キ：利用者が安全かつ快適に利用できるよう適正な保守管理を行うこと。

ク：利用者の意見を反映させ、その満足度の向上に努めること。

ケ：効率的な管理を行い、経費の縮減に努めること。

5. 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う本施設の管理に関する業務は、運営業務、建物管理業務、自主事業業務、その他の指定管理業務とし、詳細は以下のとおりとする。

6. 運営業務

(1) 人員配置等に関すること。

ア：本業務を実施するために必要な業務体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、本業務を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の従業員を配置すること。

イ：業務に支障がないよう従業員の勤務体制を調整すること。

(2) 施設の使用に関すること。

ア：さいくう平安の杜の使用申請を受け付け、使用を許可すること。

イ：使用申請等の手続について必要な助言を行うこと。

ウ：使用許可、使用許可事項の変更、使用許可の取消し等に関しては、いつきのみや歴史体験館の設置及び管理に関する条例及びいつきのみや歴史体験館の設置及び管理に関する条例施行規則の定めるところにより処理すること。

エ：使用申請の受付及び許可に当たって、必要な帳簿を作成すること。

オ：施設の臨時の休館について、必要な情報発信を行うこと。

(3) 施設の利用促進に関すること。

ア：施設の利用案内、パンフレット等を作成すること。

イ：施設のホームページを作成し、施設の利用案内、各種事業の案内等を掲載し、利用者への情報提供及び新たな利用者確保のための広報を行うこと。

ウ：窓口、電話等での問い合わせや施設見学等への対応を行うこと。

エ：イベントとして、過去に実績のあるいつきのみや観月会、追儺のまつりを開催すること。

過去の実績	いつきのみや観月会	追儺のまつり
開催時期	9～10月の満月の日	12月後半
主な内容	斎王による儀式再現	陰陽師、方相氏による儀式再現
来場実績	6,500人（令和4年度）	200人（令和4年度）

(4) サービスの向上に関すること。

ア：施設利用者を対象に本施設において提供するサービスの評価に関するアンケートを行うこと。

イ：施設利用者の意見や要望を把握し自己評価を行い、適切かつ効果的な管理運営に努めること。

7. 保守管理業務

(1) 本施設の施設及び設備の保守管理に関すること。

ア：本施設の施設及び設備について、別表1に掲げる保守管理を行うこと。

イ：本施設の施設及び設備の保守管理上の不具合（軽微な場合を除く。）を発見した場合は、速やかに町へ連絡すること。

ウ：必要な消耗品を適宜購入し、管理を行うこと。

エ：本施設の管理に必要となる電気、ガス、上水道、通信に係る供給契約又は使用契約について、指定管理者が実施すること。

(2) 備品等の保守管理に関すること。

基本協定書及び備品一覧表に記載のとおり。

別表1 保守管理等業務	業務内容	頻度
日常清掃	建物、庭園、駐車場及びトイレ	毎日
定期掃除	窓拭き等	必要に応じて随時
夜間警備	警備システム管理	毎日
いつき茶屋浄化槽維持管理	業者に点検依頼	4回／年
体験館浄化槽維持管理	業者に点検依頼	4回／年
体験館空調・給水設備点検	業者に点検依頼	4回／年
体験館電気設備点検	業者に点検依頼	1回／月
体験館自動ドア保守点検	業者に点検依頼	4回／年
植栽等害虫駆除	薬剤散布等	必要に応じて随時
庭園管理、植栽剪定	除草など	必要に応じて随時
小修繕	10万円以内は指定管理者が実施	必要に応じて随時
その他施設の修繕	10万円を超えるものは協議にて決定	必要に応じて随時

8. その他の指定管理業務

(1) 事業実施計画書等の作成及び提出に関すること。

指定管理者は、各事業年度開始前に、当該年度の事業実施計画書及び収支計画書を町の定める様式により作成のうえ、2月末までに提出し、町の承認を得ること。記載内容は、以下のとおりとする。

ア：事業実施計画書

運營業務、保守管理業務、その他の指定管理業務及び自主事業について記載すること。

イ：収支計画書

指定管理事業に係る収支と自主事業に係る収支を区分し作成すること。

(2) 業務報告書の作成及び提出に関すること。

指定管理者は、毎四半期ごとに業務報告書を町の定める様式により作成し、翌四半期の初日から15日（その日が休日又は休館日であるときには、その翌日）までに町へ提出すること。記載内容は、以下のとおりとする。

ア：運營業務の履行状況

- ・ 人員配置等の状況
- ・ 施設の使用許可の状況
- ・ 利用促進の取組み
- ・ 利用料金の収入等の状況
- ・ 施設利用者の意見・要望、苦情等の発生及び対応状況
- ・ 利用者アンケートの実施状況

イ：保守管理業務の履行状況

- ・ 施設、設備及び備品等の維持管理等の実施状況
- ・ 施設、設備及び備品等の不具合等の発生及び対応状況
- ・ 備品の新設及び撤去の状況

ウ：その他

- ・ 管理上の特記事項

(3) 事業報告書等の作成及び提出に関すること。

指定管理者は、前年度の事業報告書及び収支決算書を町の定める様式により作成し、毎年度終了後2か月以内に町へ提出すること。記載内容は、以下のとおりとする。

ア：施設の使用の状況

イ：利用料金の収入等の状況

ウ：管理に関する収支状況

エ：運營業務に関する事業報告

オ：保守管理業務に関する事業報告

カ：その他の指定管理業務に関する事業報告

キ：その他特記事項

(4) モニタリングに関すること。

ア：業務の質とサービスの向上を図ることを目的に、毎年1回以上の利用者アンケートを実施し、その結果等を踏まえて自己評価を行い、町の定める様式にまとめ、町が指定する期日までに提出すること。

イ：町がモニタリングに際して行う実地調査に協力すること。

(5) 連絡調整に関すること。

ア：町と連携を図り適切な管理を行うため、必要に応じて連絡調整会議を開催すること。

イ：町から会議の開催の要求があったときは、これに応じること。

(6) 指定期間の終了に際して行う引継業務に関すること。

ア：指定期間の終了又は指定の取消し等により指定管理者でなくなるときは、次期指定管理者又は町が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう引継ぎを行うこと。

イ：次期指定管理者又は町へ業務を引き継ぐに当たっては、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要な書類及び電子データを遅滞なく提供するものとする。

ウ：指定期間の終了前に受け付けた施設の利用予約に関する申し送りを遺漏なく行うこと。

9. 自主事業

指定管理者は、指定管理業務の範囲外で本施設、備品を使用して、以下に示すような自主事業を行うことができる。また、いつきのみや歴史体験館においては、過去に三重県から歴史体験事業の委託実績があり、委託があった際、同事業は自主事業によるものとする。

ア：自主事業とは、施設の魅力向上、利用促進に資することを目的とした催事等を実施する事業、利用者へのサービス向上を図る事業及びその他施設の機能増進や活性化につながる事業とする。

イ：過去の自主事業の例は別表2に掲げる。

(1) 自主事業の実施に関すること。

ア：自主事業は、指定管理者の自己資金で実施すること。

イ：自主事業の実施に伴う一切の責任は、指定管理者が負うこと。

(2) 自主事業の経理に関すること。

ア：自主事業に関する収支については、指定管理事業に関する収支と区分して管理すること。

イ：自主事業に利益が見込まれる場合は、利益の一部を管理運営経費に充当すること。なお、充当額は指定管理者の提案によることとし、町との協議により決定します。

別表 2 過去の自主事業の例	業務内容	頻度
体験館歴史体験事業	盤双六、貝覆い、小桂試着	毎日
いつき茶屋	軽食提供	毎日

10. 協議

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理等について疑義が生じた場合は、町と指定管理者が協議し決定する。